

平成22年稲敷市農業委員会第9回総会

〔9月27日〕

-
- 日程1 会議録署名委員の指名について
日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程3 報告第2号 制限除外の農地の移動届出について
日程4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程6 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程7 議案第4号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
日程8 議案第5号 平成23年度稲敷市農政に関する建議の承認について
日程9 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
-

本日の会議に付した事件

- 日程1 会議録署名委員の指名について
日程2 報告第1号
日程3 報告第2号
日程4 議案第1号
日程5 議案第2号
日程6 議案第3号
日程7 議案第4号
日程8 議案第5号
日程9 議案第6号
-

出席委員

1番	井戸賀 吉男 君	17番	澤 邊 雅之 君
2番	沖野谷 秀雄 君	18番	宮 本 善助 君
3番	飯 塚 幸一 君	19番	村 山 文雄 君
4番	千 勝 忠 君	20番	坂 本 一雄 君
5番	保 科 進 君	21番	山 田 重一 君
6番	川 島 昇 君	22番	秋 本 精一 君
7番	高 須 一郎 君	24番	加 納 昭 君
8番	篠 崎 惣壽 君	25番	松 本 文雄 君

9番	栗山文雄君	26番	沼崎享君
10番	濱田昭一君	27番	濱田孟君
11番	吉岡一仁君	28番	青宿昌夫君
13番	内埜新也君	29番	鈴木重義君
14番	野口隆雄君	30番	黒田久良之進君
15番	篠崎文夫君	31番	高城貞雄君
16番	古澤真和君	32番	根本卓明君

欠席委員

12番	横田悌次君	23番	横田裕康君
-----	-------	-----	-------

出席説明員

農業委員会事務局長	内田和雄君
農業委員会事務局長補佐	永長妥啓君
農業委員会事務局係長	小更礼子君
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行君

-
- 会長（加納 昭君） 諸般の報告
- 8月25日（水） 稲敷市農業委員会第2回運営委員会
於 稲敷市役所東庁舎
出席者 農業委員会運営委員13名
- 8月26日（木） 国民健康保険運営協議会
於 稲敷市役所桜川庁舎
出席者 加納会長
- 9月16日（木） 茨城県農業会議第360回常任議員会議
於 水戸市茨城県市町村会館
出席者 加納会長
- 9月19日（日） あずまミルククイーン収穫祭
於 稲敷市生涯学習センター
出席者 吉岡会長代理
- 9月22日（水） 農業体験学習「幼稚園児によるさつまいも収穫」
於 市崎地区（農業体験ほ場）
出席者 耕作放棄地解消対策委員（13名）
- 9月27日（月） 耕作放棄地解消対策委員会議
於 稲敷市役所東庁舎
出席者 耕作放棄地解消対策委員（13名）
-

午後 1時38分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから、平成22年9月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり、議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は12番、横田委員、23番、横田委員の2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） まず、最初に会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名については議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、6番、川島委員、7番、高須委員兩名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、羽賀字丸山下ほか7地区、田8筆、畑5筆、計13筆、1万3,237平方メートルについてでございますが、平成21年11月10日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在一部委託をしていますが、その他自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、浮島字清水、畑1筆、915平方メートルについてでございますが、平成19年8月21日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在耕作を委託しており、農業委員会等によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号3番、江戸崎字古城西、畑1筆、114平方メートルについてでございますが、平成16年11月12日に被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会等によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程3 報告第2号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、2ページをお開き願います。

報告第2号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、犬塚字諸岡、畑2筆、計2,726平方メートルについてでございますが、稲敷市が行う公共下水道工事に伴う管材等の資材置き場として使用するものでございます。使用貸借権の設定期間は契約締結日より平成22年12月24日まででございます。

なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認をしました結果、農地法施行規則第53条第5号に該当いたしますので問題はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） またこれは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 3ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買2件、贈与1件の3件でございます。

まず、受理番号1番、上須田字上須田、田2筆、計1万2,608平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。受人の経営面積は298アールで、農作業従事日数は250日、主に水稻を作付しているものでございます。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題はないものであります。

受理番号2番、太田字京塚ほか1地区、田2筆、計1万2,052平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営の規模を縮小するため譲渡するものでございます。受人は渡人の要望もあり、自宅から近いため取得するものでございます。受人の経営面積は155アールで、農業従事日数は150日、主に水稻を作付しているものであります。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題ないものであります。

受理番号3番、市崎字丑新田、田5筆、宅地1筆、計6筆、1万4,846.73平方メートルについてでございますが、宅地につきましては現況が畑として耕作されていますので、農

地基本台帳は農地として取り扱いをしています。後日地目変更登記を行うそうでございます。受人は父より贈与で取得するものでございます。受人の経営面積は139アールで、農作業従事日数は300日で、花卉を主に農業経営を行っているものでございます。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしていますので、問題ないものであります。

以上、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番を事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 受理番号1番について事務局より調査報告をいたします。

8月18日、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。調査の結果、お手元に配付しました報告書のとおり、受人は主に水稻を作付しているもので、受人となる許可要件を満たしており、問題ないものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番を川島委員より報告願います。

○6番（川島 昇君） 6番、川島です。

受理番号2番について、調査の結果を報告いたします。

受人、渡人双方に確認をいたしましたところ、議案書の記載のとおりであり、問題はないと思われませんが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番を飯塚委員より報告願います。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号3番ですけれども、事務局の報告どおり問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

日程5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、4ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、江戸崎字新山、畑1筆、471平方メートルについてでございますが、事業の一部を計画変更するため、本日取り下げをされましたので、削除いたします。よろしくをお願いいたします。

次に、受理番号2番、江戸崎字新山、畑1筆、206平方メートルについてでございますが、自己住宅用地として使用したいとするものでございます。受人は現在夫と子どもの3人で市内の借家に住んでいますが、実家近くに母親所有の申請地を贈与により譲り受け、自己住宅、軽量鉄骨造2階建て、建築面積61.72平方メートル、延床面積108.85平方メートルを建築するものでございます。申請地は、市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。また、排水処理、雨水につきましては自然浸透により宅内処理するもので、汚水につきましては合併浄化槽により宅内処理するものでございます。農地区分は市街化に隣接する区域で、農業公共投資の対象となっていない小集団の区域内の農地であることから、第2種農地として判断をいたしました。8月21日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号3番、堀川字草切、田1筆、499平方メートルについてでございますが、自己住宅用地として使用したいとするものでございます。受人は現在龍ヶ崎市内の借家に妻と2人で住んでいますが、今後家族がふえると現在の借家では手狭なため、おば所有の申請地を贈与により譲り受け、自己住宅、木造2階建て、建築面積65.83平方メートル、延床面積119.83平方メートルを建築するものでございます。申請地は、農振農用地区域外で、土地改良区区域外でございます。また、排水処理、雨水につきましては自然浸透により宅内処理するもので、汚水につきましては合併浄化槽により処理し、土地改良区管理の側溝へ放流するものでございます。土地改良区の放流同意書は添付されています。農地区分は、申請地の南側が10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請地は土地改良事業の農業公共投資の対象となっていない農地であり、北側は

住宅地に隣接しており、生産性の低い農地であり、耕作条件が悪いこともあり、現在耕作がされていない状況であります。また、第2種、第3種農地は所有していないため、耕作されていない申請地を候補地としたものでございます。8月21日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

以上、議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○25番（松本文雄君） 25番、松本です。

受理番号2番、この件につきまして、9月21日、村山委員、私、事務局2名、4人で調査した結果、書類等と相違ないということでございました。よろしく申し上げます。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番。

○6番（川島 昇君） 6番、川島です。

受理番号3番について調査結果を報告いたします。

去る21日、担当委員と事務局で現地並びに書類等を調査した結果、議案書に記載のとおりであります。問題ないと思われませんが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と求めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程6 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、5ページをお開き願います。

議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

転用事実証明書の交付1件、非農地証明書の交付6件でございます。

受理番号1番、佐倉字佐倉原、畑1筆、974平方メートルについてでございますが、登記地目を変更するため、平成15年3月11日付、南総農政指令第19号で、貸駐車場として許可があったものの転用事実証明書の交付でございます。9月21日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号2番、飯出字辰己通、田3筆、1,066平方メートルについてでございますが、登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和56年よりゴルフ場敷地として使用されており、非農地となってから29年が経過しているものでございます。なお、撮影年月日昭和59年12月25日の国土地理院の空中写真証明書が添付されています。9月27日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号3番、市崎字丑新田、田1筆、515平方メートルについてでございますが、登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和20年より牛舎として使用されており、非農地となってから65年が経過しているもので、家屋課税証明書が添付されています。また、始末書が提出されています。9月21日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号4番、桑山字京塚、田1筆、155平方メートルについてでございますが、登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和62年より、農作業用物置79.34平方メートルとして使用されており、非農地となってから23年が経過しているもので、撮影年月日昭和59年12月19日の国土地理院の空中写真証明書が添付されています。また、始末書が提出されています。9月21日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号5番、椎塚字浦向、田1筆、23平方メートルについてでございますが、受理番号6番と7番の申請人は夫婦でございまして、受理番号5番を使用貸借しているものでございます。登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。使用貸借権している申請地を平成59年より宅地として使用されており、非農地となってから26年が経過しているもので、撮影年月日昭和59年12月19日の国土地理院の空中写真証明書が添付されています。また、始末書が提出されています。9月12日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号6番、椎塚字浦向、田1筆、19平方メートルについてでございますが、登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。平成59年より宅地として使用されており、非農地となってから26年が経過しているもので、撮影年月日昭和59年12月19日の国土地理院の空中写真証明書が添付されています。また、始末書が提出されています。9月21日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号7番、椎塚字浦向、田1筆、152平方メートルについてでございますが、登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和59年より宅地として使用されており、非農地となってから26年が経過しているもので、撮影年月日昭和59年12月19日の国土地理院の空中写真証明書が添付されています。また、始末書が提出されています。9月21日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

では、受理番号1番から。

○17番（澤邊雅之君） 17番、澤邊です。

3号議案についてご説明申し上げます。

去る9月21日、村山委員、宮本委員、事務局2名で調査いたしましたところ、事務局説明どおり何の問題ないかと思えます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番。

○29番（鈴木重義君） 29番、鈴木です。

受理番号2番について報告します。

9月21日、秋本委員、内埜委員、それから、事務局2名で現地調査したところ、先ほど事務局から説明ありましたように、問題ございませんので、よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番を。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号3番ですけれども、担当委員と事務局で現地を確認しましたところ、ただいまの事務局報告どおり問題ないので、よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号4番を。

○8番（篠崎惣壽君） 8番、篠崎です。

4番から7番について、報告します。

21日に青宿委員、飯塚委員と事務局と5人でもって調査しましたけれども、ただいま事務局の説明どおりでございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 7 議案第 4 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 4 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、6 ページをお開き願います。

議案第 4 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。

稲敷市が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付でございます。

受理番号 1 番、公売物件、柴崎字丹通、田 1 筆、1,586 平方メートルについてでございますが、申請人の経営面積は 153 アールで、農作業従事日数は 150 日で、一部作業委託をして水稻を作付しているものであります。調査の結果は報告書のとおり、農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題ないものであります。

以上、議案第 4 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号 1 番、篠崎文夫委員、お願いします。

○15 番（篠崎文夫君） 15 番、篠崎です。

先日調査のほうをしました。申請人なんですけれども、隣にちょうど田んぼがありまして、何ら問題ないと思われまして。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第 4 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 8 議案第 5 号 平成 23 年度稲敷市農政に関する建議の承認について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 5 号 平成23年度稲敷市農政に関する建議の承認についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、7 ページをお開き願います。

議案第 5 号 平成23年度稲敷市農政に関する建議の承認についてでございます。

農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項の規定により平成23年度の稲敷市農政に対して建議をするものでございます。

建議の内容は、8 月 9 日に開催しました稲敷市認定農業者連絡協議会との意見交換会での意見、要望をもとに、第 2 回運営委員会で内容をまとめたものでございます。

まず、1 としまして「担い手育成のための施策支援」、2 としまして「優良農地の確保対策と担い手への農地利用集積の推進」、3 としまして「食料の安全確保と食農教育の推進」、4 としまして「農村地域に振興のための施策支援」の 4 項目について、平成23年度の稲敷市農政の各種施策の推進に当たりご支援をお願いするものでございます。

まず、1 の担い手育成のための施策支援対策につきましては、（1）としまして、担い手に対する各種補助事業の推進、機械・設備の導入に対しての支援をお願いしたい。

（2）としまして、農業後継者への農業施設補助事業の支援、（3）としまして、高齢者や障害者による農作業体験などそれぞれの活動趣旨に沿った支援、（4）としまして、新規参入企業に対する地元農家の共存を目指した支援活動の推進、以上の支援をお願いするものでございます。

次に、2 の優良農地の確保と担い手への農地集積の推進対策につきましては、まず、（1）としまして、農地が担い手へ効率的に利用集積できるよう、関係機関と連携を密にした取り組みの支援、（2）としまして、耕作放棄地の発生防止解消に向けた取り組みの支援、以上の支援をお願いするものでございます。

次に、3 の食料の安全確保と食農教育の推進対策につきましては、（1）としまして、地産地消の拡大とブランド商品の育成支援、（2）としまして、特産品の開発と普及、助成措置拡大と販売拡大の推進の支援、（3）としまして、親子への農業体験学習の推進、学校給食への地場産野菜の使用拡大の推進の支援、以上の支援をお願いするものでございます。

次に、4 の農村地域の振興のための施策支援対策につきましては、（1）としまして、

効率的な農業生産、品質向上を図り、食料安定供給を実現するための助言・指導の支援をお願いするものでございます。

建議につきましては、9月30日、稲敷市長に提出するものでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 稲敷市農政に関する建議の承認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決定いたします。

日程9 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、11ページをお開き願います。

議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

新規設定1件、1万2,834平方メートル、再設定1件、2,085平方メートルでございます。

受理番号1番、佐原組新田字釜井、田7筆、計1万2,837平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料、10アール当たり玄米3俵でございます。設定を受ける者は、農事組合法人で、農業経営面積は1,078アール、農作業従事日数は300日でございます。

受理番号2番、江戸崎字中谷原、田1筆、2,085平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、経営面積は282アールで、農作業従事日数は150日でございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は、申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年9月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時12分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ㊟

6 番 委員 川 島 昇 ㊟

7 番 委員 高 須 一 郎 ㊟